



2025年 5月22日

各位

会 社 名 株式会社北の達人コーポレーション  
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 勝寿  
コード番号: 2930 東証プライム 札証  
問 合 せ 先 常務取締役人事総務部長 飯盛 真希  
電 話 番 号 050-2018-6578 (部署直通)

## 当社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年 5月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 払込期日           | 2025年 6月20日         |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式107,000株      |
| (3) 処分価額           | 1株につき 143 円         |
| (4) 処分価額の総額        | 15,301,000円         |
| (5) 割当予定先          | 当社の従業員 11名 107,000株 |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、所定の要件を満たす当社の従業員（以下、「対象者」）11名に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、金銭債権合計15,301,000円を付与し、当該金銭債権の合計15,301,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は143円）、本自己株式処分として当社の普通株式107,000株（以下、「本割当株式」）を割り当てることを決議いたしました。本割当株式には、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、譲渡制限を設けることとし、その期間を2025年 6月20日（払込期日）から5年間と設定いたしました。

対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本契約」）を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象者に対してのみ割り当てることとなります。

#### <本契約の概要>

##### (1) 譲渡制限期間

対象者は、2025年 6月20日（払込期日）から2030年 6月20日までの間（以下、「本譲渡制限期間」）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本譲

譲渡制限期間中、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の役職員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、本払込期日を含む月の翌月から起算して当該喪失日の前日を含む月までの月数を60で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、100株未満は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限期間が満了する前に対象者が定年退職によって当社の役職員の地位を喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日を含む月の翌月から起算して当該組織再編等効力発生日を含む月までの月数を60で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、100株未満は、これを切り捨てる。）の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年5月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である143円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上